

きづがわ し じりつ しえん きょうぎかい れいわ ねんど とりくみ

○木津川市自立支援協議会 令和 8 年度の取組について

きづがわしじりつしえんきょうぎかい とりくみ もくてき	
【木津川市自立支援協議会の取組の目的】	
○障害者総合支援法第 8 9 条の 3 第 2 項の主旨に基づき、障がい者等へ適切な支援を実施するためために必要となる情報の共有や、市内における支援等に関する課題等を検討し、実情に応じた支援体制を整備するための協議を行う。	
○協議会の開催にあたっては、行政関係者だけではなく、障がいのある方、支援関係者や障害福祉サービス等事業者をはじめとする関係機関等も出席し、課題解決に向けた協議等を行う。	

れいわ ねんど とりくみ しゅし	
【令和 8 年度の取組の主旨】	
○以下の 3 つの専門部会を設置する。第 7 期木津川市障害福祉計画及び第 3 期木津川市障害児福祉計画に基づき、木津川市自立支援協議会における個別事例の検討等を通じた地域のサービス提供基盤の整備、社会資源の創出及び改善を行う場とする。	
＜相談支援部会＞（原則、市内所在の全ての相談支援事業所等へ参加案内を想定）	
○障害福祉サービスをはじめとする、各種サービス等の利用を必要とする者が、適切にサービス等の利用につながるとともに、利用後においては、より実情に応じたサービス等の利用をできることが望ましい。そのために、要となる計画相談について、市内相談支援事業所の支援の質の均一化、向上等が図られることを目的とし、相談支援部会を設置する。	
＜障がい児通所支援部会＞（原則、市内所在の全ての障害児通所支援事業所、府内市町村及び府外隣接市のうち本市から利用のある事業所へ参加案内を想定） ※課題取組型の作業部会の設置を想定	
○障害児通所支援事業所の新規開設により市内の事業所数が増加している状況である。各事業所の支援上の強みや特徴について、事業所間において相互理解を図る等、有機的な連携を促進することは、支援の質の向上等に資するものである。連携を通じ、提供サービス内容の質の均一化、向上及び強みの強化等が図られることを目的とし、通所支援部会を設置する。	
＜障がい特性に応じたコミュニケーション支援部会＞（当事者、コミュニケーション支援者及び関係機関の参加を想定） ※障がい種別型の作業部会の設置を想定	
○聴覚障がい、視覚障がい、知的障がい及び発達障がい等のある方が、手話を含む障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を地域で使用しやすい環境を整備することにより、年齢や障がいの有無に関わらず、自分らしく活躍し、安心して暮らすことができるまちづくりが促進されることを目的とし、障がい特性に応じたコミュニケーション支援部会を設置する。	
○木津川市言語としての手話の普及及び障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例第 7 条の各号に掲げる施策の推進及び実施状況の検証に関する協議を行うこととする。	

きづがわし じりつしえんきょうぎかい れいわ ねんど

○木津川市自立支援協議会 令和 8 年度スケジュール

かいぎたい 会議体		しゅっせきしゃ 出席者		ないよう 内容		が 4月	が 5月	が 6月	が 7月	が 8月	が 9月	が 10月	が 11月	が 12月	が 1月	が 2月	が 3月	びこう 備考	
ぜんたいかい ○全体会 ねんど ない かい (年度内2回)		しょう どうじしゃ かぞく しえんしゃ 障がい当事者、家族、支援者、 かんけいきかん かくぶかいだいひょう じむきょく 関係機関、各部会代表、事務局、 し どう 市 等		しょう しゃなどしえん かん し じょうきょうせつめい ・障がい者等支援に関する市の状況の説明 きづがわしじりつしえんきょうぎかい がいよう せつめい ・木津川市自立支援協議会の概要の説明 かくぶかい ねんど とりく ほうこく ・各部会からR8年度取組みの報告 じねんど む かだい きょうゆう ・次年度に向けた課題の共有 じねんど とりく ほうしん ないよう きょうゆうとう ・次年度の取組み方針と内容の共有 等			かい さい 開催											かい さい 開催	
そうだんしえんぶかい ○相談支援部会 ねんどない かい (年度内2回)		しない そうだんしえんじぎょうしょ どう 市内相談支援事業所等、 じむきょく し どう 事務局、市 等		じれいけんとう ・事例検討 ・グループワーク ほうれいせいどしゅうち ・法令制度周知 こうししょうしゅう こうえんじゅこう どう ・講師招集による講演受講 等						かい さい 開催				かい さい 開催					
しょう じ つうしよしえんぶかい ○障がい児通所支援部会 ねんどない かい (年度内3回)		しない しょう じ つうしよしえん じぎょうしょう 市内障がい児通所支援事業所等、 きょういくかんけいきかん し ようほ かんけいか どう 教育関係機関、市幼保関係課等、 じむきょく し どう 事務局、市 等		じれいけんとう ・事例検討 ・グループワーク ほうれいせいどしゅうち ・法令制度周知 こうししょうしゅう こうえんじゅこう どう ・講師招集による講演受講 等				かい さい 開催				かい さい 開催				かい さい 開催			
	さぎょうぶかい △作業部会 ひつようかいすう (必要回数)	とりくみ かだい がた 【取組課題型】 しない しょう じ つうしよしえんじぎょうしょう 市内障がい児通所支援事業所 ちゅうしん こうせいいん どう を中心とした構成員 等		ぐたいてき とりくみ ないようみてい ・具体的な取組内容未定 ・オンラインフォームにて、事業所へ選択 （取組課題型） せい じっし さぎょうぶかい とり 制のアンケートを実施し、作業部会の取 組み ぐみ かだい せつてい かこ 組課題を設定する（過去のアンケートや GW意見から選択肢を抽出） 等		じむきょく さぎょう (事務局作業) じぎょうしょ じっし 事業所アンケート実施		ひつ よう かい すう かい さい 必要回数開催											
しょう とくせい おう ○障がい特性に応じた コミュニケーション支援 ぶかい ねんどない かい 部会（年度内2回）		ちょうかくしかく はったつ などしょう どうじしゃ 聴覚、視覚、発達等障がい当事者、 とうじしゃ かぞく つうやくしゃなど しえんしゃ 当事者の家族、通訳者等支援者、 そうらちょうかくげんどうがいがい 相楽聴覚言語障害センター、 かんけいきかんきょういくかんけいきかんしょうこうかいなど 関係機関（教育関係機関、商工会等） じむきょく し など 事務局、市 等		しゅわげんどう じょうれい せいいてい かか ほうこく ないようせつめい ・手話言語等条例制定に係る報告、内容説明 ねんど とりくみほうしん ないよう せつめい ・年度の取組方針、内容の説明 いけんちょうしゅうず ないよう ちゅうしん かだい などかいしょう ・意見聴取済みの内容を中心に課題等解消に に向けた取組方法等について協議 等			かい さい 開催									かい さい 開催			
	さぎょうぶかい △作業部会 ひつようかいすう (必要回数)	しょう しゅべつがた 【障がい種別型】 ちょうかくしょう どうじしゃ つうやく しゃなどしえんしゃ 聴覚障がい当事者、通訳者等支援者、 そうらくちょうかくげんどうしょうがい 相楽聴覚言語障害センター、 じむきょく し どう 事務局、市 等		が づ にちなど けいはつじぎょうじっし じゅんび ・9月23日等の啓発事業実施準備 が づ にちぼうさいくんれんさんか じゅんび ・11月15日防災訓練参加準備 ちいまかだい ちゅうしゅう とりくみけんとう ・地域課題の抽出、取組検討 とりく けんしょう どう ・取組の検証 等							9/23 けいはつじぎょう 啓発事業 じっし 実施		ぼうさいくんれん 防災訓練 けいはつじっし 啓発実施				とりくみ けんしょう 取組検証		
うんえい かいぎ ○運営会議 つき かいていど (月1回程度)		じむきょく し 事務局、市、 ひつよう おう かくぶかい だいひょう どう 必要に応じて各部会代表等		ねんど とりくみほうしん ないよう きょうぎ ・年度 の取組方針、内容の協議 ぜんたいかい およ かくぶかいかいさいじゅんび ・全体会及び各部会開催準備 かくぶかい およ さぎょうぶかいかつどうじょうきょうゆうとう ・各部会及び作業部会活動状況の共有等		げ づ じ かい さい 月次開催													

じむきょく し さぎょうぶかい のぞ かいぎたい しゅっせき
※事務局、市は、作業部会を除くすべての会議体に出席する。

じむきょく かくかいぎたいおよじゅんび きょうぎ かか ほうこくしよ つど し ていしゅつ
※事務局は、各会議体及び準備のための協議に係る報告書を都度市へ提出する。